

令和2年7月1日

株式交換に係る事後開示書面

東京都中央区明石町6番4号
片倉工業株式会社
代表取締役社長 上甲 亮祐

東京都中央区明石町6番4号
日本機械工業株式会社
代表取締役社長 古田 良夫

片倉工業株式会社（以下、「片倉工業」といいます。）と日本機械工業株式会社（以下、「日本機械工業」といいます。）は、令和2年5月25日付株式交換契約に基づき、令和2年7月1日を効力発生日として、片倉工業を株式交換完全親会社、日本機械工業を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する事項は下記のとおりです。

- 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）
令和2年7月1日
- 株式交換完全子会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第190条第2号）
 - 会社法第784条の2（株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過
本株式交換の差止請求を行った株主はおりませんでした。
 - 会社法第785条（株式買取請求）の規定による手続の経過
日本機械工業は、会社法第785条第3項の規定により、令和2年6月5日付で日本機械工業の株主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全親会社である片倉工業の商号及び住所を通知いたしました。なお、会社法第785条第1項の規定に基づく株式の買取請求を行った株主はおりませんでした。
 - 会社法第787条（新株予約権買取請求）及び第789条（債権者異議）の規定による手続の経過
該当事項はありません。
- 株式交換完全親会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第190条第3号）
 - 会社法第796条の2（株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過
本株式交換は、会社法第796条第2項本文に規定する場合に該当することから、会社法第796条の2の規定による請求に係る手続について、該当事項はありません。
 - 会社法第797条（株式買取請求）の規定による手続の経過
片倉工業は、会社法第797条第3項及び第4項の規定により、令和2年5月26日付で片倉工業の株主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社である日本機械工業の商号及び住所を電子公告の方法により公告いたしました。なお、本株式交換

は、会社法第796条第2項本文に規定する場合に該当することから、第797条第1項の規定による請求に係る手続について、該当事項はありません。

(3) 会社法第799条（債権者異議）の規定による手続の経過

片倉工業は、会社法第799条第2項及び3項の規定により、令和2年5月26日付の官報及び電子公告において、債権者に対し、株式交換に対する異議申述の公告を行いましたところ、異議申述期間内に異議申述をされた債権者はありませんでした。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第190条第4号）

本株式交換により片倉工業に移転した日本機械工業の株式の数は、日本機械工業の発行済株式総数2,440,000株から、片倉工業が保有する日本機械工業の株式1,719,646株を除いた720,354株です。

5. その他、株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第190条5号）

(1) 片倉工業は、会社法第796条第2項に基づき、会社法第795条第1項に定める株主総会の承認手続を経ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第796条第3項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知した片倉工業の株主はありませんでした。

また、日本機械工業は、会社法第783条第1項の規定に基づき、令和2年6月22日に開催された定時株主総会において、本株式交換契約の承認を得ております。

(2) 片倉工業は、日本機械工業の普通株式を有する株主のうち片倉工業を除く株主に対して、日本機械工業の普通株式1株につき、金70円を割当交付いたします。

以上